平成２０年（フ）第１７１号
佐賀県唐津市和多田本村10番77号
債務者　伊藤　健司
1　決定年月日時　平成21年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第２１３号
宮崎市源藤町南田91番地　コーポ南田204号
債務者　荒武　　教
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４４８号
宮崎市佐土原町下田島11085番地２
債務者　永野由美子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４７２号
宮崎市大字恒久5027番地
債務者　小野　隆二
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４８３号
宮崎県児湯郡都農町大字川北22974番地12
債務者　小野　秀男
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５０５号
宮崎市恒久南１丁目９番地22　サニーコート405号
債務者　緒方チエ子（旧姓壱岐）
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月10日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２４４号
福島県郡山市名倉233番地２、住民票上の住所福島県郡山市名倉250番地の２
債務者　安藤　宏伸
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２４７号
福島県郡山市富田町日吉ヶ丘３番地の１　サンフィールド101号
債務者　黒河内真澄
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２４９号
福島県郡山市笹川１丁目24番地
債務者　小林　勝男
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２５４号
福島県郡山市田村町東山１丁目２番地の41
債務者　竹田　喜偉
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２５７号
福島県郡山市田村町谷田川字宮ノ下30番地
債務者　渡部　千春
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２６５号
福島県郡山市逢瀬町多田野字西刎土原46番地の２
債務者　谷代三十四
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２６６号
福島県郡山市逢瀬町多田野字西刎土原46番地の２
債務者　谷代ステヨ
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２７０号
福島県郡山市大槻町字御十日２番地の１
債務者　高橋　キヨ
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２７２号
福島県須賀川市堀底町80番地１　第２パークハウスＡ―101号
債務者　真壁　一彦
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２８０号
福島県郡山市希望ヶ丘12番３号　市営住宅２―６―605
債務者　飯島　光子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２８６号
福島県田村郡小野町大字吉野辺字坊内226番地１
債務者　先崎　浩子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月11日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係